

三条市告示 第 255 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月24日

三条市長 滝 沢



1 当該建築物の概要

- (1) 地 番 三条市島田一丁目492番地
- (2) 構 造 木造瓦葺2階建
- (3) 延床面積 112.39㎡
- (4) 種 類 居宅

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却

3 措置を命ずる理由

当該建築物は経年劣化が著しく、屋根や外壁等の一部が積雪により剥離し、隣家の敷地に越境した。そのため、このまま放置すれば建築物が倒壊するなど、近隣住民の生命及び財産に被害を及ぼす可能性がある危険な状態のため、当該措置を命ずるものである。

なお、措置については建築物の構造部材が劣化しており、修繕で耐え得る状態ではないことから、除却を命ずるものである。

4 措置の期限

令和7年7月8日

5 市長による措置

所有者等が4の期限までに措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により、市長が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知できた場合は、当該措置に要した費用をその者から徴収するものとする。

6 問合せ先

三条市市民部環境課

電話 0256-34-5574